

京都市告示第 2 9 5 号

介護保険法第 7 5 条第 2 項, 第 8 2 条第 2 項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 2 6 年法律第 8 3 号) 附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定により, 次のとおり廃止の届出がありました。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止 年月日
株式会社リプルケ アーセンター	訪問介護, 介護 予防訪問介護	京都リプルケアーセ ンター [2670400189]	京都市下京区黒門五条 下る柿本町 595 番地の 186	平成 29 年 7 月 11 日
特定非営利活動法 人風音	訪問介護, 介護 予防訪問介護	NPO 法人風音指定 訪問介護事業所 [2670600507]	京都市左京区岩倉忠在 地町 182 番地の 3	平成 29 年 7 月 31 日
公益社団法人京都 保健会	居宅介護支援	公益社団法人京都保 健会久世診療所 [2610502326]	京都市南区久世殿城町 33 番地	平成 29 年 7 月 31 日

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)